ＩＣＴ活用工事（土工）に関する特記仕様書（発注者指定型）

１．ＩＣＴ活用工事

　　本工事は、３次元データを活用するＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ土工）の対象とする。

ＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ土工）とは、以下に示すＩＣＴ土工における施工プロセスの各段階においてＩＣＴを全面的に活用する工事である。

【施工プロセスの各段階】

① ３次元起工測量

② ３次元設計データ作成

③ ＩＣＴ建設機械による施工

④ ３次元出来形管理等の施工管理

⑤ ３次元データの納品

２．関連工種のＩＣＴ活用工事の実施手続

ＩＣＴ作業土工（床掘）、ＩＣＴ付帯構造物設置工については、受注者が希望した場合、協議書（工事打合簿等）を発注者へ提出し、協議が整った場合、ＩＣＴ活用工事を実施することができる。

３．ＩＣＴ活用工事に関する経費

監督員の指示に基づき、３次元起工測量を実施するとともに３次元設計データの作成を行った場合は、設計変更の対象とする。なお、受注者は監督員からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。

やむを得ず、ＩＣＴ活用工事を実施できない場合は、協議書（工事打合簿等）を発注者へ提出し、協議が整った場合、ＩＣＴ土工によらない従来の「土木工事積算基準書（福井県土木部）」に基づく積算により設計変更を行うものとする。

４．工事成績評定について

ＩＣＴ活用工事を実施した場合は、「創意工夫」における【施工】「ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事」において評価するものとする。

５．ＩＣＴ土工に関する基準について

ＩＣＴ活用工事を実施した場合は、国土交通省から発出されているＩＣＴ土工に関する要領等により行うものとする。

６．現場見学会・講習会の実施

　　ＩＣＴ活用工事の推進を目的として、官民等を対象とした見学会等を実施するものとする。

７．活用効果の検証

受注者は、発注者の求めに応じて、当該技術の活用効果の検証に協力するものとする。